

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

< 基本的な考え方 >

当行は「健全性を維持しつつ、地域に密着し、地域に貢献する」ことを経営理念として掲げ、地域経済の発展に努めてまいりました。特に地域貢献は地域金融機関としての金融仲介機能の発揮、お客さまとの接点領域の拡大が最も重要と考えております。今後も株主をはじめお客さま、職員、地域社会等のステークホルダーの方々の権利・利益を尊重するとともに、その信頼にお応えするピープルズバンクとして地域社会の発展に貢献するよう努めてまいります。

< 基本方針 >

この考え方のもと、企業統治体制として、監査役会設置会社制度を採用し、監査役会による監査機能を有効に活用するとともに、独立性の高い社外役員を複数名選任し、社外の視点による監督機能を併せて活用することで、コーポレートガバナンスの実効性の向上を図っております。また、取締役会規則等において取締役会決議事項の範囲及び経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速な意思決定が図れるよう努めております。

< コーポレート・ガバナンスの当行の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況 >

(1) 当行の機関の内容

当行の取締役会は、9名の取締役で構成され、そのうち3名は社外取締役となっております。取締役会では、経営方針やその他の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。

また、当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名を社外監査役としております。各監査役は監査役会が定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や常務会への出席をはじめ様々な角度から、取締役の業務執行状況を監査しております。なお、監査役制度をより有効に機能させるため、監査役室を常設し、専属スタッフが監査役による監査をサポートする体制としております。

当行の定款に定める役員の定数は、取締役を15名以内、監査役を4名以内としております。また、その選任は取締役・監査役ともに、株主総会において選任することとし、その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なうこと、並びに取締役の選任決議は累積投票によらないことを当行の定款に定めております。

当行では、取締役会の下部組織として「コンプライアンス委員会」を設け、コンプライアンス態勢の評価、チェックを定期的に行うとともに半期ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、進捗状況も含め、適宜、取締役会へ報告しております。

(2) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査部門(監査部)は、本部・営業店及び関連会社に対して十分な牽制機能が働くよう、担当取締役を専任(会長)とするなど、独立性を確保する体制となっております。また、営業店、本部、連結子会社に対し内部監査を実施し、内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言を行っております。内部監査、監査役監査、会計監査の各監査制度を補完するために相互の連携を図り、監査効果と監査効率を高める必要があることを認識しております。

(3) リスク管理体制の整備状況

当行では、リスク管理が経営の最重要課題の一つであることを認識し、各リスクの特性を理解した上で統合的に管理することにより、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を目指しております。

こうしたリスク管理については、頭取を議長とした「リスク管理委員会」に付議・報告しております。なお、同委員会は原則として月1回以上開催しております。

また、信用リスク管理の更なる高度化を図ることを目的として、リスク企画グループを設置しており、リスク管理態勢やリスク管理手法の高度化を図っております。

コンプライアンス(法令遵守)につきましても、お客さまの信頼に応えるための基本と位置付け、その徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、チェック機能等の一層の強化に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則の全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1—4】

○ 政策株式に関する方針

当行は、政策株式について、お取引先並びに当行グループの持続的な企業価値向上に必要と判断される場合に保有いたします。

政策株式保有の必要性については、個別銘柄ごとに中長期的な経済合理性や将来の見通し、地域経済との関連性などを資本コスト等に照らすとともに、当行が貸出金として運用する際に期待する基準利回りと比較、検証し、保有する経済合理性が必要ないと判断した株式は縮減を図ってまいります。取締役会において、政策投資株式の保有意義等について、毎年報告し、検証しております。

○議決権行使基準

当行は、政策保有株式について中長期的な企業価値向上などの観点から各議案の賛否を判断し、すべての議案の議決権を行使いたします。なお、株式価値に大幅な変動を与える場合や開示内容に不明な点がある場合には、個別に対話を行い、賛否を判断いたします。

〔原則1―7〕

当行や株主の利益に反する取引が行なわれることがないよう、以下の手続きを定めております。
取締役会規則において、取締役の就業および当行と取締役との重要な取引については取締役会の承認または報告を要することを定めております。
取締役会決議により「コンプライアンスマニュアル」を制定し、銀行の子会社、主要株主などの特定関係者との取引ルールを定めるとともに定期的にその遵守状況をコンプライアンス委員会へ報告しております。

〔原則2―6〕

当行は、沖縄銀行企業年金基金(以下 基金という)に加入しております。投資先商品の選定及び運用状況確認にあたっては、資産運用委員会が妥当性、合理性を確認しております。代議員会及び資産運用委員会の構成員には、当行の証券国際部門やリスク管理部門、人事部門の責任者又はその経験者を含む積立金の運用に関する専門的知識を有する者が含まれております。基金がアセットオーナーとして期待される専門的機能を発揮できるよう、基金へ当行における証券運用や年金信託等の業務経験を備えた人材を計画的に配置しています。また、委託先の運用機関に対しては、実効的なスチュワードシップ活動を行うように求めており、その活動状況についても定期的に報告を受けることでモニタリングしています。

〔原則3―1〕

(1)経営理念や中期計画を策定し公表しております。経営理念については本報告書「1.基本的な考え方」に記載しております。また、中期経営計画については当行ホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

< 中期経営計画 > <https://www.okinawa-bank.co.jp/corporate/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

< 報酬の決定に関する方針 >

取締役及び監査役の報酬等に係る基本方針

取締役、監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保すること、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

役員報酬は、株主総会で決議された役員報酬額の範囲内で、取締役会が指名・報酬諮問委員会へ諮問し、その答申結果を踏まえ、取締役会で決議いたします。

基本方針の内容

当行の取締役報酬制度は、経営の基本方針の実現および業績向上へのインセンティブを重視し、以下を基本方針としております。

(イ)「地域密着・地域貢献」の経営理念の実現に向けた経営陣のインセンティブを高めるものであること。

(ロ)中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるものであること。

(ハ)株主との利益意識の共有を図れるものであること。

報酬水準は当行を取り巻く経営環境を考慮の上、各取締役の役割と責任に報いるに相応しく、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるように報酬の水準を設定しております。当行の取締役(社外取締役を除く。)の報酬は、「固定報酬」と「賞与」、「株式報酬」により構成されております。社外取締役並びに監査役の報酬については、独立性の観点から「固定報酬」で構成しております。

< 報酬の決定に関する手続き >

取締役の報酬等のうち金銭報酬である「固定報酬」は年額132百万円以内(うち社外取締役分は年額15百万円以内)、監査役の報酬は年額40百万円以内とし、それぞれ株主総会の承認を得ております。

また、金銭報酬とは別枠として、社外取締役を除く取締役の「株式報酬」につき、当行と委任契約を締結している執行役員を含め3事業年度を対象に、当行が拠出する金銭の上限を350百万円として、株主総会の承認を得ております。

また、「賞与」については、都度、株主総会の議案として上程し、その総額の承認を得ており、その範囲内で取締役会の決議により配分を決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

< 取締役・監査役の指名に関する方針 >

取締役・監査役の指名に関する基本方針

取締役、監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保すること、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

取締役会が任意の指名・諮問委員会へ諮問し、その答申結果を踏まえ、取締役会で決議いたします。

基本方針の内容

当行の経営理念に基づき、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物を取締役候補者として指名しております。

独立性を兼ね備え、当行の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することができると期待される人物を監査役候補者として指名しております。

< 取締役・監査役の選解任に関する手続き >

取締役の推薦および代表取締役等経営陣幹部の選解任は、取締役会の決議事項であり、その議論の場で適切な監督が行われており、株主総会に付議することとしています。また、選解任にあたっては社外役員に事前説明を行うなど時間的な猶予を確保しています。

監査役については、頭取が同候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議により決定しております。

(5)取締役候補者及び監査役候補者の選任理由は本報告書で以下の通り開示します。なお、2021年6月25日に開催された第90回定時株主総会において、いずれの候補者についても選任されております。

[取締役候補者の選任理由]

・玉城 義昭(再任)

人事部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2011年より代表取締役頭取、2018年より代表取締役会長として銀行経営全般に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

・山城 正保(再任)

営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2018年より代表取締役頭取として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

・金城 善輝(再任)

営業推進部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2014年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

・伊波 一也(再任)

法人営業部門に携わるほか営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2018年より取締役として銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

・高良 茂(再任)

システム企画に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2018年より取締役として銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

・佐喜真裕(新任)

監査部門、経営企画部門等に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2018年より執行役員として、担当部の業務執行に手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することが期待できる人物と判断し、取締役候補者として選任しております。

・細見 昌裕(再任)

株式会社の経営に関する高い知識・経験等を有しており、特に金融業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。

なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任しております。

・安藤 弘一(再任)

営業部門、経営企画部門等に携わるなど、特に銀行業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識等を有し精通しております。また、2003年よりコスモ石油株式会社の常勤監査役を務め、2017年より当行の社外監査役を務めており、こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。

なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じることもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任しております。

・当山 恵子(再任)

司法書士、税理士として高い見識・経験等を有し、専門的見地から社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。また、当行が進めている女性活躍をはじめとした働き方改革に対しても貢献して頂けるものと判断しています。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任しております。

[監査役候補者の選任理由]

・山城達彦

経営企画部門に携わるほか営業店長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。

また、2017年より取締役として、銀行経営に関して経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。

こうしたこれまでの実績を踏まえ、今後、独立した立場から取締役の職務の執行を監査することにより、当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、監査役候補者として選任しております。

[補充原則4—1 - (1)]

取締役会においては法令で定める事項のほか取締役会規則に定めた中期経営計画の策定等各種業務施策のうち重要なものについて決定しております。

また、取締役会決議事項以外の業務執行につきましては、行内規程に則り適切な範囲で常務会等の権限委譲会議体または取締役へ委ねることにより効率的な業務の執行を行っております。

【原則4—9】

当行の「社外役員の独立性判断基準」につきましては、本報告書の「2.1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4—11 - (1)】

取締役会の活性化を図る観点から、当行の業務に精通した「社内取締役」と社外における豊富な経験と知見を有する「社外取締役」を組み合わせ、取締役会全体としての知識・経験・能力をバランスよく備えた構成となるよう専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成しております。

【補充原則4—11 - (2)】

当行の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する状況は下記のとおりです。

< 監査役 >

本永 浩之 沖縄電力株式会社 代表取締役社長

【補充原則4 - 11 - (3)】

・評価プロセス

取締役会の実効性に関するアンケート調査を取締役及び監査役の全員に実施し、また議長および社外役員へは事務局にてインタビューも実施しております。それらの回答及び意見を踏まえ、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行っております。

・分析・評価結果

分析・評価結果は2021年5月開催の取締役会へ報告し、当行の取締役会が多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成のもと、当行および当行グループの経営方針や経営課題を取締役会メンバー各々が共有し、意思決定及び監督機能を十分に発揮しており、取締役会全体の実効性が確保されていることを確認しております。

・今後の改善に向けた取組み

当行は2021年10月1日(予定)を期日として単独株式移転による持株会社体制移行を予定しておりますが、おきぎんグループの中長期的な企業価値の一層の向上を目指すうえで、取締役会の実効性を更に高めることが有効であると考え、以下の改善策に取り組んでまいります。

1 地域金融機関を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症を契機としたデジタル化の一層の加速により、お客さまのライフスタイルや価値観も多様化し、お客さまのニーズは益々高度化していくことが想定され、このような環境変化への適応には、取締役会において重要な事項を議論する時間が必要と考え、取締役会決議事項の下位会議体等への権限委譲範囲の見直し、審議方法や報告事項の説明方法の見直しなどにより取締役会のモニタリング機能強化を引き続き図ってまいります。

2 取締役会の構成の多様化や変化し続ける経営環境に対する知識の習得等に必要な情報提供および研修機会の更なる充実に向けた研修プログラム(行内勉強会・セミナーの開催、外部セミナーへの参加、Web研修など)の策定などを行います。

3 持株会社体制移行および中期経営計画の実現に向けた各施策進捗管理などおきぎんグループの企業価値向上に繋がる重要な事項については、取締役会での十分な時間を確保するなど議論を一層充実させてまいります。

【補充原則4—14 - (2)】

当行は、取締役・監査役がそれぞれの役割・責務を果たすために必要な知識を習得できる機会を提供するとともにその費用の支援を行ないます。取締役会の構成の多様化や、変化し続ける経営環境に対する知識の習得等に必要な情報提供および研修機会の更なる充実(行内勉強会・セミナーの開催、外部セミナーへの参加、Web研修など)に向けた研修プログラムを実施しております。

【補充原則5—1】

株主との対話については、以下の方針を定め積極的に取り組んでおります。

(1)株主との対話

総合企画部担当役員を責任者として、積極的に機会の提供を図っております。頭取、代表取締役以外の役員も対話に参加しております。

(2)建設的な対話を促進するための体制

総合企画部を株主との対話の申込み窓口としています。また、総合企画部は、営業部門や管理部門等と連携することにより、各種の経営情報を収集・分析し、適切な形で情報提供できる体制を整備しております。

(3)個別の面談以外の対話手段の充実

株主との対話の一環として、各種のIR説明会(東京でのラージ・ミーティング等)を継続実施しております。また、IRサイトやディスクロージャー誌などにより、分かりやすい情報開示に努めております。

(4)株主意見のフィードバック

株主との対話のなかで把握した意見などは、総合企画部から経営陣へ適宜フィードバックするとともに、取締役会へ定期的に報告を実施しております。

(5)インサイダー情報の管理

重要な会社情報を適切に管理し、インサイダー取引の防止を図るための行内規程を定め、周知徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,128,577	4.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,078,300	4.44

株式会社日本カストディ銀行(信託口)	969,600	4.00
沖縄土地住宅株式会社	709,863	2.92
日本生命保険相互会社	668,787	2.75
沖縄銀行行員持株会	652,529	2.69
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S.TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	626,349	2.58
沖縄電力株式会社	592,800	2.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	592,540	2.44
住友生命保険相互会社	547,680	2.25

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・上記のほか当行所有の自己株式364,514株(1.50%)があります。
・シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、2020年4月24日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)にてシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが、2020年4月21日現在で2,735,840株(11.29%)の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当行として2021年3月末時点の実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
細見 昌裕	他の会社の出身者								○			
安藤 弘一	他の会社の出身者								○			
当山 恵子	税理士								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細見 昌裕	○	定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	株式会社の経営に関する高い知識・経験等を有しており、特に金融業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識を有し精通しております。こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役として選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

安藤 弘一	○	定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	営業部門、経営企画部門等に携わるなど、特に銀行業界に関する豊富な専門知識と幅広い見識等を有し精通しております。また、2003年よりコスモ石油株式会社の常勤監査役を務め、2017年より当行の社外監査役を務めており、こうした経験と見識を社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役として選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
当山 恵子	○	定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	司法書士、税理士として高い見識・経験等を有し、専門的見地から社外取締役として、当行の経営に活かしていただくため、取締役候補者として選任しております。また、当行が進めている女性活躍をはじめとした働き方改革に対しても貢献していただけるものと判断しております。 なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており一般株主と利益相反が生じるおそれもなく、同氏の経験と見識等を経営の監督に活かしていただきたいため、社外取締役へ選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬 諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬 諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当行は、取締役、監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保すること、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。
本委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役および監査役等の指名・報酬に関する事項について審議し、取締役会に答申を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人及び内部監査部門の連携：決算時と、本部および営業店監査時に監査実施状況等の意見・情報の交換を実施しています。

監査役と内部監査部門の連携：月2回の定例ミーティング及び監査役会にて情報を共有し連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本永 浩之	他の会社の出身者										○			
大城 肇	他の会社の出身者										○		○	
村上 尚子	弁護士										○			

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本永 浩之	○	沖縄電力株式会社 代表取締役社長 定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。 本永 浩之氏は、当行の取引先および当行を取引先とする沖縄電力株式会社の代表取締役社長に就任されておりますが、直近事業年度における同社との取引は、当行の連結業務粗利益および同社の連結売上高に占める割合は1%未満であり、また、同社は複数の金融機関で当行と同規模以上の与信取引を行っていることから、当行の独立社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	株式会社の経営に関する高い知識・経験等を、当行の監査体制の強化にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
大城 肇	○	定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。 また、同氏が特別顧問を務める琉球大学へ九州・大学発ベンチャー振興シーズ育成資金および産学官共同研究スタートアップ支援事業への寄付を行っておりますが、当行の独立社外役員の独立性判断基準に抵触しておりません。一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	大学教授、学長を歴任するなど培われた専門的な知識・経験等を当行の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

村上 尚子	○	定型的な預金取引があります。その規模・性質等からみて、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断されることから概要の記載は省略いたします。	弁護士として企業法務の実務に携わるとともに、県市町村公職等を務めるなど、法務に関する専門的な見識・経営等を当行の監査体制強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な見識・経験等により当行グループの中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断し、社外監査役として選任しております。 さらに、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

社外役員候補者の選任にあたっては、当行が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「独立性判断基準」を充たす者としております。

- (1)当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 - (2)当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
- なお、上記(1)、(2)において、主要な取引先とみなす基準は以下のとおりです。
- ・役務の提供等に伴う金銭の授受が、継続して(継続が見込まれる場合も含む。)、直近の事業年度の年間連結総売上高(当行の主要な取引先の判断の場合は、当行の年間連結業務粗利益)の2%以上である場合。
 - ・融資取引の場合は、当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ、当行の融資方針の変更が取引先に基大な影響を与える場合。
- (3)現在または最近において、役員報酬以外に当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。)でなく、過去3年以内においても当該団体に所属していないこと。
 - (4)当行の議決権比率5%を超える主要株主、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 - (5)社外役員の相互就任の関係にある先のうち、双方が継続して相互に就任し、かつ、当行出身以外の社外役員が複数人存在しないなど、密接な関係が認められる先の社外役員ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 - (6)当行が、過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を行っている先、またはその業務執行者ではなく、過去3年以内においても該当していないこと。
 - (7)上記(1)～(6)までの要件を充足しない者や当行及びその子会社の取締役、監査役、重要な使用人の近親者(二親等以内の親族)でないこと。

業務執行者とは役員・部長クラスを指す。

会計専門家または法律専門家とは公認会計士、弁護士を指す。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

「株式報酬」は、従来の株式報酬型ストック・オプション制度を見直し、2018年度より信託を活用した新たな株式報酬制度を導入しました。この株式報酬制度は、信託を活用した株式報酬制度で、役位や業績目標の達成度合い等に応じて、当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行うインセンティブプランであり、固定部分と変動部分で構成されています。なお、交付等については、退任後に行う制度です。固定部分は、役位に応じて予め決定した支給額に基づいて算出したポイントを付与します。変動部分は、業績連動報酬に係る指標の達成率に応じ、予め取締役会において決定した役員毎の基準額から固定部分を差し引いた額を基準株価(購入時点の平均株価)で除して算定されたポイントを付与します。また、付与されたポイントについては、1ポイントにつき当行普通株式1株として換算して、退任後に交付します。業績連動報酬に係る指標は、中期経営計画の収益目標を達成することで、中長期的な業績向上と貢献意欲を高めるために、中期経営計画に掲げた指標である「コア業務純益」及び「連結当期純利益ROE」としております。

連結当期純利益ROE 目標4.0%

コア業務純益 目標75億円

連結当期純利益＝親会社株主に帰属する当期純利益

連結当期純利益ROEは株主資本ベース

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

社内・社外別総額を開示しています。

(2020年度実績)

取締役6名:報酬等の総額159百万円(固定報酬94百万円・業績連動報酬16百万円・BIP信託48百万円)

監査役1名:報酬等の総額25百万円(固定報酬25百万円)

社外役員9名:報酬等の総額25百万円(固定報酬25百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び決定方法

(1) 取締役(独立社外取締役を除く)

取締役(独立社外取締役を除く)の報酬等は、以下の基本方針に沿って決定しております。

「地域密着、地域貢献」の経営理念の実現に向けた経営陣のインセンティブを高めるものであること。

中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるものであること。

株主との利益意識の共有を図れるものであること。

報酬体系は、基本方針を踏まえ、「基本報酬」(固定報酬)、「賞与」(短期業績連動報酬)、「株式報酬」(長期業績連動報酬)で構成されており、「固定報酬」と「業績連動報酬(長短含む)」間の比率については、中長期的視点に立脚した経営の重要性に鑑み、「固定報酬」が約6割、「業績連動報酬」が約4割としております。さらに、「業績連動報酬」については、「株式報酬」が固定報酬部分を含む全体の約3割、「賞与」が同全体の約1割としております。

報酬水準の妥当性については、同規模地方銀行の水準をベンチマークとして、概ね3年に1度の頻度で検証しております。

当該方針の決定方法については、取締役会から、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」へ諮問し、同委員会において報酬に関する基本的な考え方、個人別の役員報酬などを審議した答申結果を踏まえ、取締役会で決定いたします。

(2) 独立社外取締役及び監査役

独立社外取締役と監査役の報酬については、独立性の観点から、「固定報酬」のみで構成しております。

固定報酬の総額水準・個別水準については、ベンチマーク地銀とのバランス、業務執行取締役と常勤監査役間のバランス、独立社外取締役と独立社外監査役間のバランスに配慮し、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、独立社外取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により個別報酬を決定しております。

(3) 当該方針の内容の概要

「基本報酬」(固定報酬)については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、役位、職務内容、責任の大きさ等の配布基準に基づき、取締役会で個別報酬を決定しております。支給については、在任中に定期的に行われるものであります。

「株式報酬」については、BIP信託を活用しております。BIP信託の内容(信託期間、信託に拠出する上限金額、各取締役に対する株式配分方法など)については、取締役会で決定し、株主総会で決議を得ております。なお、株式報酬に係る変動部分の指標は、中期経営計画の収益目標を達成することで、中長期的な業績向上と貢献意欲を高めるため、中期経営計画に掲げた指標である「コア業務純益」及び「連結当期純利益ROE」としてあります。個別報酬への配分は、株主総会での決議内容を踏まえて具体的な配分基準を取締役会で決定し、この基準に基づき毎年実施しております。また、透明性確保の観点から、毎年の配分結果について取締役会へ報告しております。支給については、退任後に行われるものであります。

「賞与」については、連結当期純利益の水準に連動して受け取ることができる賞与総額テーブルを予め定めており、毎年、賞与総額を取締役会で決定し、株主総会での決議を得ております。個別の配分については、役位と業績貢献度に基づいて、取締役会で決定しております。支給については、在任中に定期的に行われるものであります。

また、重大な不祥事などの事由が発生した場合には、支給済み、確定済みの報酬(株式報酬など)の返還を求めることができることとしております。返還を求めることができる期間は重大な不祥事などの事由が発生した時点より1年間遡ることができ、「指名・報酬諮問委員会」の審議を経て、その答申結果を踏まえて、取締役会で決定することとしております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、「指名・報酬諮問委員会」で、基本方針に沿った内容であるか審議を行い、その答申結果を踏まえて、取締役会で決定しております。

2. 役員区分ごとの報酬等の種類別の総額

(単位:百万円)

区分	支給人数(名)	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬			非金銭報酬
				賞与	株式報酬		
取締役	11	171	107	16	48		-
監査役	5	38	38	-	-		-
計	16	210	145	16	48		-

(注)1. 業績連動報酬として取締役に対して賞与並びに株式報酬を支給しております。

「賞与」は、業績向上への意欲や士気を高めるため、毎連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益を勘案し、予め定めた役位に応じた支給額に基づき決定しております。なお、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は5,207百万円であります。

「株式報酬」については役位や業績目標の達成度合い等に応じて、当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行うインセンティブプランであり、固定部分と変動部分で構成されております。固定部分は、役位に応じて予め決定した支給額に基づいて算出したポイントを付与します。変動部分は、業績連動報酬に係る指標の達成率に応じ、予め取締役会において決定した役位毎の基準額から固定部分を差し引いた額を基準株価(平均株価)で除して算定されたポイントを付与します。また、付与されたポイントについては、1ポイントにつき当行普通株式1株として換算し、退任後に交付します。株式報酬に係る変動部分の指標は、中期経営計画の収益目標を達成することで、中長期的な業績向上と貢献意欲を高めるため、中期経営計画に掲げた指標である「コア業務純益」及び「連結当期純利益ROE」としております。

項 目	目標とする指標	2021年3月期実績
連結当期純利益ROE	4%	3.46%
コア業務純益	75億円	87億円

連結当期純利益 = 親会社株主に帰属する当期純利益

連結当期純利益ROEは株主資本ベース

2. 第79回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額132百万円以内(うち社外取締役は15百万円以内)、監査役の報酬額は年額40百万円以内として、それぞれ承認されております(当時の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名)。また、上記とは別枠で、第87回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度に基づく株式報酬額は、対象期間ごとに拠出する金員の上限を350百万円(社外取締役及び監査役を除き、執行役員を含む)として承認されております(当時の取締役の員数は10名)。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・取締役会の構成の多様化や変化し続ける経営環境に対する知識の習得等に必要な情報提供および研修機会の更なる充実(行内勉強会、セミナーの開催、外部セミナーへの参加、Web研修など)に向けた研修プログラムの策定。
- ・社外取締役及び社外監査役へは、各部部長および次席より取締役会議案の事前説明を行なっています。
- ・監査役室へは、専従スタッフを1名配置、業務内容、監査役会開催事務局、議題の通知、営業店監査の連絡、社外監査役への情報伝達を行っています。
- ・監査役会議事の社外監査役への事前説明は事前に資料郵送し、専従スタッフより架電、メール等で説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行に係る事項

現状の体制概要については以下のとおりです。

・取締役会

当行の取締役会は、9名の取締役(男性8名、女性1名)で構成されています。そのうち3名は独立性の高い社外取締役となっており、経営に対する監督・助言等を行っております。取締役会は原則として毎月1回開催され、全取締役出席のもと経営方針やその他の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を相互監督しております。

・常務会

取締役会から委任を受け、取締役会に付議しない重要事項の承認や、取締役会に付議すべき事項の事前協議を行なう業務執行の審議機能を有する常務会を設置しております。常務会は毎週1回・社内取締役出席のもと開催しています。

・リスク管理委員会

リスク管理の重要性を認識し、銀行経営に内在する各種リスクに関する諸問題の分析・評価ならびにリスク制御策等について検討することを目的に、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は原則として毎月1回開催され、社内取締役および関連部長参加のもと開催しています。

・コンプライアンス委員会

取締役会の専決事項を除いた、当行の法令等遵守態勢、顧客保護管理態勢、およびオペレーショナル・リスク管理態勢の具体策を決定し、当行における法令遵守状況、顧客保護状況を監督することを目的にコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は原則として毎月1回開催され、社内取締役および関連部長参加のもと開催しています。

・お客さま経営委員会

お客さまの利便性と満足度向上を図るために、お客さまの声(要望・喜びの声・苦情その他)や営業現場及びグループ会社からの要望・提案事項等について、サービス向上策を検討することを目的にお客さま経営委員会を設置しております。お客さま経営委員会は原則として毎月1回開催され、社内取締役および関連部長参加のもと開催しています。

・経営会議

各部の主要施策の執行状況を監督することを目的に経営会議を設置しております。経営会議は原則として四半期毎に月4回開催され、社内取締役出席のもと開催しています。

・部長会

上記会議での決定事項・指示事項等を関連部へ指示・確認するとともに、全部署での情報の共有化を図ることを目的に部長会を開催しております。部長会は全部長参加により、原則として毎週1回開催されております。

当該経営体制により、迅速な業務執行が図られるとともに、監査役や独立性の高い社外役員による経営監視機能の強化が図られていると考えています。

(2) 監査・監督に係る事項

・監査役会

監査役4名(男性3名、女性1名)のうち3名は、独立性の高い社外監査役としております。各監査役は、監査役会が定めた監査方針及び

監査計画に基づき、取締役会や常務会への出席をはじめ様々な角度から、取締役会の業務執行状況を監査しております。また、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、「社外監査役のサポート体制」等に記載のとおり、監査役室を常設し、専従スタッフが監査役による監査をサポートするなど、監査役機能の強化に取り組んでいます。

・内部監査

当行の内部監査部門(監査部)は17名で組織され、本部・営業店及び子会社に対して十分な牽制機能が働くよう、専担の取締役(会長)を配置するなど、独立性を確保する体制となっています。内部監査部門は、本部・営業店及び子会社を対象に、内部管理態勢の適切性、有効性の検証を目的とした内部監査を実施し、問題点の指摘のみならず、改善方法の提言も行っています。

・会計監査

当行の会計監査業務を執行した平木達也、城戸昭博の公認会計士2名は、有限責任監査法人トーマツに所属しております。

(3) 指名・報酬決定に係る事項

取締役・監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保すること、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図ることを目的とし、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討を行うにあたり、取締役会が任意の指名・報酬諮問委員会へ諮問し、その答申結果を踏まえ、取締役会で決議いたします。

取締役候補者については、その適格性につき、会社法や銀行法、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等に基づき厳格に審査のうえ、取締役会において決定しています。

監査役候補者については、その適格性につき、会社法等に基づき厳格に審査のうえ、監査役会の事前の同意を得て、取締役会において決定しています。

取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員の報酬総額の限度額をそれぞれ決定し、その範囲内で取締役会の決議または監査役会の協議により決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行の取締役会は、9名の取締役(うち社外取締役3名)で構成され、経営方針やその他の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、当行は、監査役制度を採用しており、監査役4名(うち社外監査役3名)により、取締役会への出席など、様々な角度から取締役の業務執行状況を監査しております。

なお、当行では、経営の意思決定及び業務執行状況に対する適正な監視監督機能の構築並びにコンプライアンスの徹底及びリスク管理の強化を図るため、現状の体制を採用しており、企業統治の体制の概要については、最終頁【参考資料】の図のとおりであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知を総会開催日の3週間前に発送しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	第84回定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	第85回定時株主総会から招集通知の英文提供を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年決算発表直後に県内7ヶ所にて説明会を実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	東京都内にて年1回、沖縄県内にて年1回、説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報(中間期、四半期、含む)、有価証券報告書、事業のご報告、デ ィスクロージャー、会社説明会資料。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:総合企画部 担当役員:専務取締役/金城 善輝 事務連絡責任者:執行役員総合企画部長/内間 徹	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当行では「地域密着・地域貢献」という経営理念の下、「法令等遵守要領(コンプライア ンス・マニュアル)」において、顧客、取引先、投資家、社会、従業員に対する行動規範を定 め、 各ステークホルダーの立場の尊重について規定し各種施策を実施しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	～ 沖縄銀行のCSR宣言～ 沖縄銀行は銀行経営を通して、健康・環境・文化・福祉・教育へ貢献した経済活動を行います。 ～ おきぎんグループSDGs宣言～ 総合金融サービスグループのおきぎんグループは経営理念である『地域密着・地域貢献』を実践することで、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の達成に貢献し、地域社会、全てのステークホルダーと持続的な未来を創造し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。 おきぎんグループの重点的な取組み 【地域経済との共創】 ・地域経済の持続的な発展には、地域における事業者の皆さまの事業の継続性が重要であるとの認識のもと、事業者の課題解決を図るとともに、生産性向上を図り、持続的な社会の実現を目指してまいります。 ・地域経済の持続的な発展には、お客さまの良質な資産形成が必要との認識のもと、お客さまの金融リテラシーの向上を図ることで持続的な社会の実現を目指してまいります。 【地域社会との共創】 ・健康応援バンクとして、地域社会が健康になることで、地域社会との共創を図ってまいります。 ・次世代の地域社会を担う子供たちの活力ある未来の実現にむけ、金融教育、地域活動を通じて、地域社会との共創を図ってまいります。 ・地域社会の社会福祉の発展に貢献することで、地域社会との共創を図ってまいります。 【地球環境との共創】 ・環境に優しい地域社会作りに貢献することで、地球環境との共創を図ってまいります。 ・環境に優しい経営を行うことで、地域のお客さまのワンダフルライフを実現し、地域環境との創造を図ってまいります。 【ダイバーシティとの共創】 ・人権や多様性を尊重し、全ての人が仕事も生活も充実させ自分らしく活躍できる、共創できる社会づくりに貢献してまいります。 ・地域経済、地域社会、地球環境との共創する能力が発揮できる生きがい、働きがいのある職場を作り、ダイバーシティとの共創を図ってまいります。 ～ 健康応援BANK～ 特に健康への貢献を中心とした「健康応援BANK」として長期的に取り組めます ・当行は「長寿日本一復活キャンペーン」を提唱し、その取組として、「がんじゅう割引」とのタイトルでローン金利の優遇を実施しています。 (対象者は、県内外開催のマラソン大会・ウォーキング大会の完走証または献血手帳を持参の方) (「がんじゅう」とは、沖縄県の方言で「元気・健康」といった意味を含んでおります) ・「長寿日本一復活キャンペーン」の一環として、那覇市医師会主催の「健康ウォーキング大会」を協賛開催(年2回)しております。 ・少年サッカー及びママさんバレーの県大会を特別協賛しています。 ～ おきぎんふるさと振興基金～ 創立35周年を記念して設立され、沖縄の産業・伝統文化の振興、学術研究に励む方々を支援する目的で助成活動が続けています(平成3年から助成開始)。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	関連各部により地域密着型推進会議を設置しており、地域貢献等に関する情報開示の取組方針を公表しております。また、毎年進捗状況を更新・公開しております。
その他	当行は、女性の能力発揮の環境整備・拡大、管理職登用に積極的に取り組んでいます。法人融資業務研修等の充実や女性行員の管理職・経営職への積極的な登用、働きやすい職場作りとワークライフバランスの充実に向けた環境整備に強力に取り組んでいます。 2020年1月、当行は女性活躍推進法に基づく認定制度「えるぼし認定」において、最上位である三ツ星を取得しました。2021年6月28日時点において、7名(うち本部ライン職3名、営業店長4名)の女性管理職が活躍しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行が遵守すべき内部統制システムの体制整備を行い、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制を構築しております。

1. 損失の危機の管理に対する規程その他の体制

- (1)取締役会は、安定的な収益の確保と健全な経営基盤の確立を目的に「リスク管理指針」及び各リスクの管理規程等を制定し、当行及びグループ全体のリスク統括部署及び各リスクの管理部署、管理方法を定めております。
- (2)取締役会は、当行及びグループ全体のリスクの適切な管理・監視等を目的に「リスク管理委員会」を設置しております。「リスク管理委員会」は、リスクの統括・管理部署より報告を受け、必要に応じて改善の指示を行うほか、取締役会から委任を受けた当行及びグループ全体のリスク管理に関する事項を審議・決定し、定期的に取締役会へ報告しております。
- (3)取締役会は、当行及びグループ全体の事業継続を図るための「業務継続計画規則」を定め、危機発生時(不慮の災害や障害及び事故等による重大な被害の発生)における迅速かつ円滑な対応に努めております。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役会は、当行及びグループ会社の全役職員が遵守すべきものとして「法令等遵守要領」を定めております。
- (2)取締役会は、コンプライアンス態勢の適切な管理・監視等を目的に「コンプライアンス委員会」を設置しております。「コンプライアンス委員会」は、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢に関するチェック・評価等を行うほか、取締役会から権限の委譲を受けた事項について審議・決定し、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やその他の重要事項等を取締役会へ報告しております。
- (3)取締役会は、当行の各部門及びグループ会社各社に「法令遵守担当者」を配置し、部門毎に「コンプライアンス勉強会」を実施し、各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めております。
- (4)取締役会は、不祥事故、コンプライアンス違反など、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させる制度として「ヘルプライン」を設置し、未然防止・拡大防止などの速やかな是正措置を講じております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、職務分掌、職務権限等に関する規程を策定し、組織的、効率的な業務運営を実践しております。また、重要事項等の審議・決定機関として「常務会」を設置しております。
- (2)取締役会は、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るという金融機関の役割を踏まえた中期経営計画や年度計画等を策定し、当行及びグループ会社の全役職員の共有する目標を設定しております。常務会・経営会議においてその進捗を管理し、必要な経営施策については機動的に策定しております。
- (3)取締役は、担当業務の執行状況について、定期的に取締役会へ報告しております。
- (4)取締役会は、グループ会社も含めた業務運営を統制する文書の体系と、その制定・改廃及び運用について「規程等管理規則」を定め、効率的な業務運営を遂行しております。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、「文書管理規則」を定め、当行取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存及び管理しております。

5. 当行並びに子会社から成る企業集団における業務の適切性を確保するための体制

- (1)当行役員がグループ会社各社の業務の適切性を監視するとともに、「統合的リスク管理規則」及び「連結子会社リスク管理規則」において、グループ会社の統括、管理部署を明らかにし、各社における金融円滑化、法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築しております。
- (2)グループ会社各社は経営計画を策定するとともに、その業務執行状況を定期的に当行経営陣に対して報告を行い、グループ全体での効率性を確保し、連携態勢を強化しております。
- (3)内部監査部門は、グループ会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の状況についての監査を行い、その結果を取締役会へ報告するとともに、グループ会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローしております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役は監査役室を設置し、監査役及び監査役会(以下、「監査役会等」という。)の職務を補助すべき専任スタッフを配置しております。

7. 監査役の職務遂行を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)専任スタッフは、監査役会等の監督に服し、当行の業務の執行にかかわる役職については、これを兼務させておりません。
- (2)専任スタッフの人事に関しては、事前に監査役会等との意見交換を行うことなどにより、監査役会等へのサポート態勢維持に努めております。

8. 当行及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1)当行監査役には、当行及びグループ会社の取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の状況やその他重要事項の報告を受ける機会を確保しております。
- (2)当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、必要に応じて監査役に対して報告を行っております。
- (3)取締役会は、監査役へ報告を行った当行グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行グループの役職員に周知徹底しております。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において協議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)頭取、会計監査人、内部監査部門は監査役と定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査の実現に寄与するよう努めております。
- (2)監査役が、必要に応じ外部専門家(弁護士・公認会計士など)に対し意見を聴取する機会を確保するよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

1.反社会的勢力排除に向けた基本方針

企業倫理へ反社会的勢力の排除を明記しており、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれに対処しております。

2.反社会的勢力排除に向けた体制

(1)企業倫理にて反社会的勢力の排除を明記するほか、法令等遵守要領にて、反社会的勢力への対策を策定し、役職員へ周知徹底しております。

(2)法令等遵守要領では、・反社会的勢力への対応体制、・具体的な対応要領、・業務妨害への対応、・具体的な違法行為などを策定しております。また、必要に応じて行内関係部署や警察等の外部機関と連携するなど、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取り組んでおります。

(3)反社会的勢力の情報管理に関しては、反社会的勢力への対応に係る規則を制定し情報を適切に管理することで、取引防止や疑わしい取引の届出等、必要な管理体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

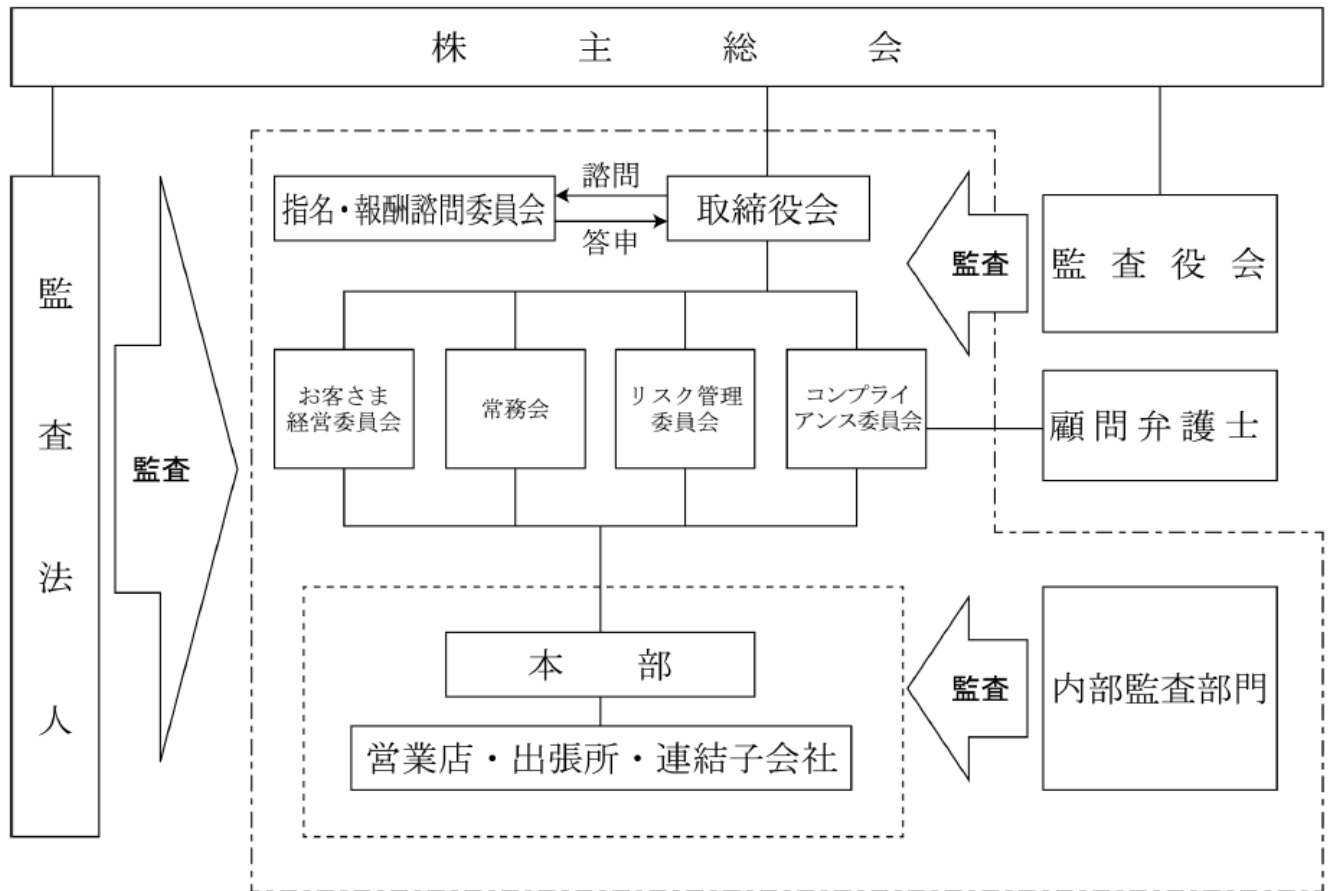
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

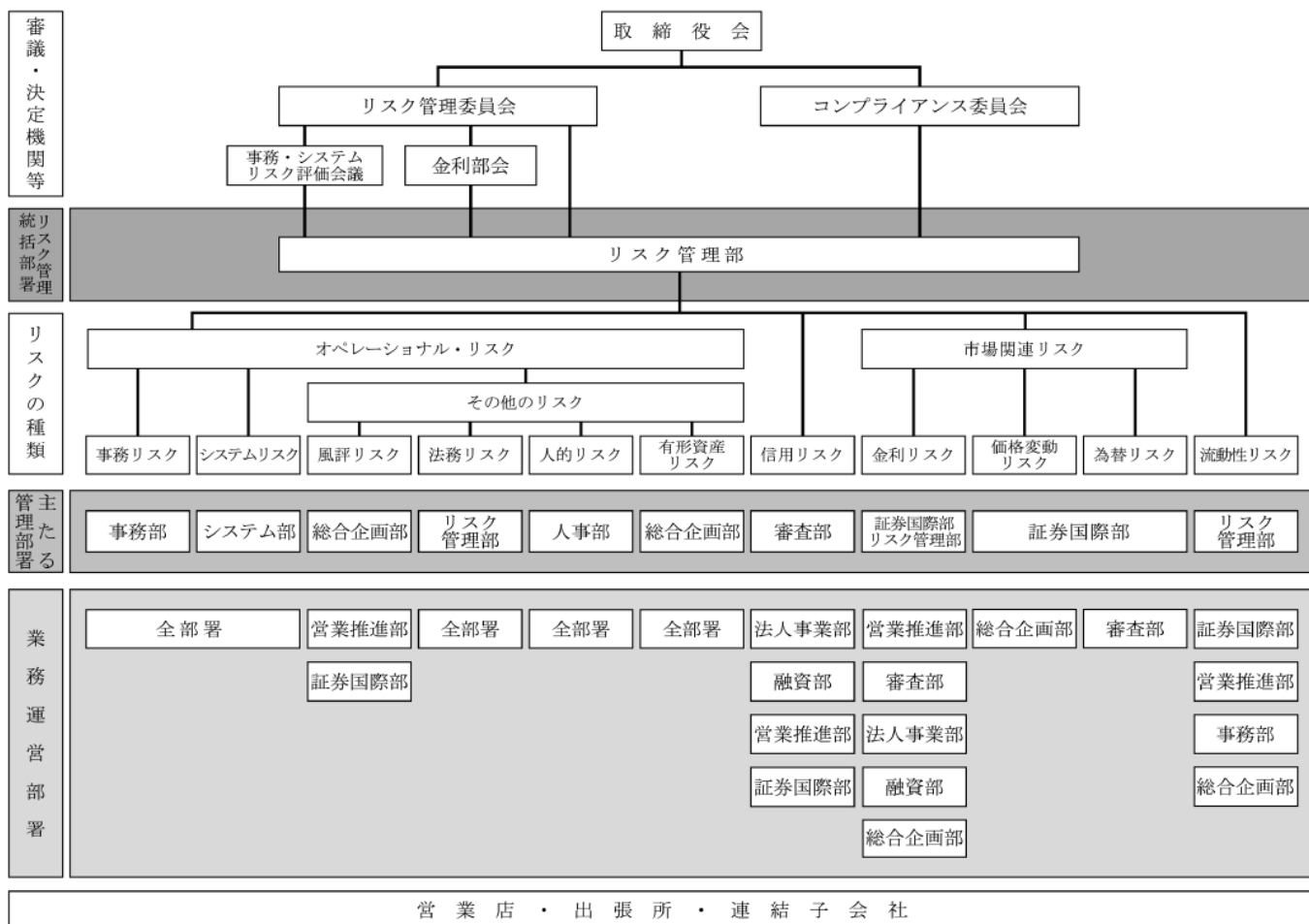
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当行におけるコーポレートガバナンス体制及び適時開示体制については、下記体制図の通りでございます。

コーポレート・ガバナンス体制図



リスク管理体制図



「会社情報の適時開示に係る社内体制図」

